

新しくできた「いじめに関するきまり」を知っていますか

令和2年12月25日に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」ができました。これは、新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。

1 「いじめ」とは何でしょうか？



いじめ防止対策推進法では、次のように示しています。

- ・ 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子供からの
- ・ 暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・ 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・ インターネット上で行われたものも含む

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

2 条例の特徴

この条例は、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づいていますが、いくつかの特徴があります。

特徴1

新たに「いじめ類似行為」を加えたこと（第2条2項）



いじめ類似行為とは？

例えば・・・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

ポイント

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は指導します。皆さん一人ひとりが、「このことを〇〇さんが知ったらどう思うだろうか」と考えて、行動することが大切です。

特徴2

「児童生徒の役割」を明記したこと（第9条）

条例には、簡単にまとめると次のように「児童生徒の役割」が示されています。

- ・ 自分のことを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重すること。
- ・ インターネットを通じて送信される情報がどのようなものなのか理解を深めること。
- ・ いじめ等をしているところを見たり、「ひょっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときは、見過ごさないで先生や保護者などに相談すること。

ポイント

皆さんは、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解しなければなりません。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまえば、完全に削除するのが不可能であることの怖さを十分に理解しなければなりません。

(これを「デジタルタトゥー」といいます)

また、インターネット利用の有無にかかわらず、いじめ等をしているところを見たり、知り合いが傷つく可能性があったりする場合は、そのままにせず、保護者や先生、相談窓口等を通じて相談しなければなりません。



特徴③ インターネットを通じて行われるいじめ等の対策（第13条）

ポイント

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっています。インターネットはとても便利なツールです。皆さんがルールを守って利用することが大切です。

各学校では、SNSなどのインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するために、SNS教育プログラムなどの様々な授業が行われています。そこで学んだことを生かして、みんなが楽しく過ごせるように心掛けましょう！



いじめは「自分らしく生きる権利(人権といえます)」をうばう行為です。この条例は、いじめ防止対策推進法と同様に、すべての児童生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、みなさん一人一人が相手の立場を考えて行動することが重要です。今までと同様に「いじめをしない、見逃さない、許さない」気持ちを大切にしていきましょう。

条例は新潟県のホームページからダウンロードできます

トップページ > 分類でさがす > 県政情報 > 議会 > 新潟県議会 > 議員提案による政策条例 > 議員提案による政策条例 > 新潟県いじめ等の対策に関する条例
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/jorei-ijime.html>)

新潟県教育庁生徒指導課